

日本臨床神経生理学会賞および日本臨床神経生理学会奨励賞の選考に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、「日本臨床神経生理学会賞および日本臨床神経生理学会奨励賞の選考に関する規則」の施行に関する条項を定める。

(学会賞の推薦、奨励賞の応募)

第2条 学会賞の推薦を行う代議員は、被推薦者の氏名と現在の所属と身分および推薦理由書をメールあるいは文書で日本臨床神経生理学会事務局へ連絡する。

第3条 奨励賞に応募する者は、規定の申請書類を作成し、文書あるいは文書ファイルを日本臨床神経生理学会事務局に送付する。

(奨励賞の審査)

第4条 奨励賞の審査員は、アワード委員会において検討し、理事会に候補者を提案する。

2 前項の検討にあたっては、奨励賞応募者の現所属、関係機関をもとに検討する。

3 審査員候補者は理事1名以上を含む代議員とする。

4 アワード委員会よりの提案をもとに理事会は審査員を決定する。

5 理事会は審査員の中の理事から責任者を定める。

(学会賞、奨励賞の表彰)

第5条 日本臨床神経生理学会賞の記念講演時間は30-40分程度、日本臨床神経生理学会奨励賞の記念講演時間は15-20分程度とする。

2 奨励賞の1件あたりの奨励金の額は、10万円とする。

(改廃)

第6条 本細則の改廃は、アワード委員会の過半数の賛成を得たのち、理事会の承認を得るものとする。

(附則)

この細則は、2019年7月15日より施行する。

2023年7月17日改訂 (第2条)

2023年9月18日改訂 (第5条)